

○経済産業省令第三十九号
計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和五年七月二十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 岡田 直樹

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令
特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(表記) 第百十八条 質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一 四 〔略〕 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七 六 〇 七 (二〇二二) 附属書 六 〔略〕 (性能) 第百二十七条 質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一 四 〔略〕 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七 六 〇 七 (二〇二二) 附属書 六 〔略〕 (検定公差) 第百八十二条 質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一 四 〔略〕 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七 六 〇 七 (二〇二二) 附属書 六 〔略〕 (構造検定の方法) 第百八十三条 質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一 四 〔略〕 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七 六 〇 七 (二〇二二) 附属書 六 〔略〕 (器差検定の方法) 第百二十四条 質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一 四 〔略〕 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七 六 〇 七 (二〇二二) 附属書 六 〔略〕		(表記) 第百十八条 質量計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一 四 〔略〕 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七 六 〇 七 (二〇一八) 附属書 六 〔略〕 (性能) 第百二十七条 質量計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一 四 〔略〕 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七 六 〇 七 (二〇一八) 附属書 六 〔略〕 (検定公差) 第百八十二条 質量計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一 四 〔略〕 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七 六 〇 七 (二〇一八) 附属書 六 〔略〕 (構造検定の方法) 第百八十三条 質量計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一 四 〔略〕 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七 六 〇 七 (二〇一八) 附属書 六 〔略〕 (器差検定の方法) 第百二十四条 質量計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。 一 四 〔略〕 五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七 六 〇 七 (二〇一八) 附属書 六 〔略〕	

(性能に係る技術上の基準)

第二百一十一条 質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 四 [略]

五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二二) 附属書

六 [略]

(使用公差)

第二百一十二条 質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 四 [略]

五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二二) 附属書

六 [略]

(性能に関する検査の方法)

第二百一十三条 質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 四 [略]

五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二二) 附属書

六 [略]

(器差検査の方法)

第二百一十四条 質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 四 [略]

五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇二二) 附属書

六 [略]

(表記)

第二百一十五条 ガスメーターの表記事項は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇二二) 附属書による。

第四百三十六条 削除

(性能)

第四百三十七条 ガスメーターの性能は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇二二) 附属書による。

(性能に係る技術上の基準)

第二百一十一条 質量計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 四 [略]

五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇一八) 附属書

六 [略]

(使用公差)

第二百一十二条 質量計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 四 [略]

五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇一八) 附属書

六 [略]

(性能に関する検査の方法)

第二百一十三条 質量計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 四 [略]

五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇一八) 附属書

六 [略]

(器差検査の方法)

第二百一十四条 質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一 四 [略]

五 自動捕捉式はかり 日本産業規格 B 七六〇七 (二〇一八) 附属書

六 [略]

(表記)

第二百一十五条 ガスメーターの表記事項は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇一五) 附属書による。

(材質)

第四百三十六条 ガスメーターに使用する合成ゴムの膜の材質は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇一五) 附属書による。

(性能)

第四百三十七条 ガスメーターの性能は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇一五) 附属書による。

(検定公差)

第四百五十七条 ガスメーターの検定公差は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇二二) 附属書による。

(構造検定の方法)

第四百五十八条 ガスメーターの構造検定の方法は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇二二) 附属書による。

(器差検定の方法)

第四百六十八条 ガスメーターの器差検定の方法は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇二二) 附属書による。

(性能に係る技術上の基準)

第四百七十二條 ガスメーターの性能に係る技術上の基準は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇二二) 附属書による。

(使用公差)

第四百七十三條 ガスメーターの使用公差は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇二二) 附属書による。

(性能に関する検査の方法)

第四百七十四條 ガスメーターの性能に関する検査の方法は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇二二) 附属書による。

(器差検査の方法)

第四百七十六條 ガスメーターの器差検査の方法は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇二二) 附属書による。

(表記)

第四百八十三條 ジルコニア式酸素濃度計等(以下この章において単に「濃度計」という。)の表記事項は、日本産業規格 B 七九五九 (二〇二二) による。

(性能)

第四百八十四條 濃度計の性能は、日本産業規格 B 七九五九 (二〇二二) による。

(検定公差)

第四百九十六條 濃度計の検定公差は、日本産業規格 B 七九五九 (二〇二二) による。

(構造検定の方法)

第四百九十七條 濃度計の構造検定の方法は、日本産業規格 B 七九五九 (二〇二二) による。

(検定公差)

第四百五十七条 ガスメーターの検定公差は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇一五) 附属書による。

(構造検定の方法)

第四百五十八条 ガスメーターの構造検定の方法は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇一五) 附属書による。

(器差検定の方法)

第四百六十八條 ガスメーターの器差検定の方法は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇一五) 附属書による。

(性能に係る技術上の基準)

第四百七十二條 ガスメーターの性能に係る技術上の基準は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇一五) 附属書による。

(使用公差)

第四百七十三條 ガスメーターの使用公差は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇一五) 附属書による。

(性能に関する検査の方法)

第四百七十四條 ガスメーターの性能に関する検査の方法は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇一五) 附属書による。

(器差検査の方法)

第四百七十六條 ガスメーターの器差検査の方法は、日本産業規格 B 八五七一 (二〇一五) 附属書による。

(表記)

第四百八十三條 ジルコニア式酸素濃度計等(以下この章において単に「濃度計」という。)の表記事項は、日本産業規格 B 七九五九 (二〇一五) による。

(性能)

第四百八十四條 濃度計の性能は、日本産業規格 B 七九五九 (二〇一五) による。

(検定公差)

第四百九十六條 濃度計の検定公差は、日本産業規格 B 七九五九 (二〇一五) による。

(構造検定の方法)

第四百九十七條 濃度計の構造検定の方法は、日本産業規格 B 七九五九 (二〇一五) による。

(器差検定の方法)

第九百七条 濃度計の器差検定の方法は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。

(性能に係る技術上の基準)

第九百八条 濃度計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。

(使用公差)

第九百九条 濃度計の使用公差は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。

(性能に関する検査の方法)

第九百十条 濃度計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。

(器差検査の方法)

第九百十一条 濃度計の器差検査の方法は、日本産業規格B七九五九(二〇二二)による。

(表記)

第九百十二条 ガラス電極式水素イオン濃度検出器(以下この章において「検出器」という。)の表記事項は、日本産業規格B七九六〇一(二〇二二)による。

(材質)

第九百十三条 検出器の材質は、日本産業規格B七九六〇一(二〇二二)による。

(性能)

第九百十四条 検出器の性能は、日本産業規格B七九六〇一(二〇二二)による。

(検定公差)

第九百二十三条 検出器の検定公差は、日本産業規格B七九六〇一(二〇二二)による。

(構造検定の方法)

第九百二十四条 検出器の構造検定の方法は、日本産業規格B七九六〇一(二〇二二)による。

(器差検定の方法)

第九百三十四条 検出器の器差検定の方法は、日本産業規格B七九六〇一(二〇二二)による。

(器差検定の方法)

第九百七条 濃度計の器差検定の方法は、日本産業規格B七九五九(二〇一五)による。

(性能に係る技術上の基準)

第九百八条 濃度計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B七九五九(二〇一五)による。

(使用公差)

第九百九条 濃度計の使用公差は、日本産業規格B七九五九(二〇一五)による。

(性能に関する検査の方法)

第九百十条 濃度計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格B七九五九(二〇一五)による。

(器差検査の方法)

第九百十一条 濃度計の器差検査の方法は、日本産業規格B七九五九(二〇一五)による。

(表記)

第九百十二条 ガラス電極式水素イオン濃度検出器(以下この章において「検出器」という。)の表記事項は、日本産業規格B七九六〇一(二〇一五)による。

(材質)

第九百十三条 検出器の材質は、日本産業規格B七九六〇一(二〇一五)による。

(性能)

第九百十四条 検出器の性能は、日本産業規格B七九六〇一(二〇一五)による。

(検定公差)

第九百二十三条 検出器の検定公差は、日本産業規格B七九六〇一(二〇一五)による。

(構造検定の方法)

第九百二十四条 検出器の構造検定の方法は、日本産業規格B七九六〇一(二〇一五)による。

(器差検定の方法)

第九百三十四条 検出器の器差検定の方法は、日本産業規格B七九六〇一(二〇一五)による。

(性能に係る技術上の基準)

第九百三十六条 検出器の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B七九六〇一(二〇二二)による。

(使用公差)

第九百三十七条 検出器の使用公差は、日本産業規格B七九六〇一(二〇二二)による。

(性能に関する検査の方法)

第九百三十八条 検出器の性能に関する検査の方法は、日本産業規格B七九六〇一(二〇二二)による。

(器差検査の方法)

第九百三十九条 検出器の器差検査の方法は、日本産業規格B七九六〇一(二〇二二)による。

(表記)

第九百四十条 ガラス電極式水素イオン濃度指示計(以下この章において「指示計」という。)の表記事項は、日本産業規格B七九六〇二(二〇二二)による。

(性能)

第九百四十一条 指示計の性能は、日本産業規格B七九六〇二(二〇二二)による。

(検定公差)

第九百五十三条 指示計の検定公差は、日本産業規格B七九六〇二(二〇二二)による。

(構造検定の方法)

第九百五十四条 指示計の構造検定の方法は、日本産業規格B七九六〇二(二〇二二)による。

(器差検定の方法)

第九百六十三条 指示計の器差検定の方法は、日本産業規格B七九六〇二(二〇二二)による。

(性能に係る技術上の基準)

第九百六十四条 指示計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B七九六〇二(二〇二二)による。

(性能に係る技術上の基準)

第九百三十六条 検出器の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B七九六〇一(二〇一五)による。

(使用公差)

第九百三十七条 検出器の使用公差は、日本産業規格B七九六〇一(二〇一五)による。

(性能に関する検査の方法)

第九百三十八条 検出器の性能に関する検査の方法は、日本産業規格B七九六〇一(二〇一五)による。

(器差検査の方法)

第九百三十九条 検出器の器差検査の方法は、日本産業規格B七九六〇一(二〇一五)による。

(表記)

第九百四十条 ガラス電極式水素イオン濃度指示計(以下この章において「指示計」という。)の表記事項は、日本産業規格B七九六〇二(二〇一五)による。

(性能)

第九百四十一条 指示計の性能は、日本産業規格B七九六〇二(二〇一五)による。

(検定公差)

第九百五十三条 指示計の検定公差は、日本産業規格B七九六〇二(二〇一五)による。

(構造検定の方法)

第九百五十四条 指示計の構造検定の方法は、日本産業規格B七九六〇二(二〇一五)による。

(器差検定の方法)

第九百六十三条 指示計の器差検定の方法は、日本産業規格B七九六〇二(二〇一五)による。

(性能に係る技術上の基準)

第九百六十四条 指示計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格B七九六〇二(二〇一五)による。

(使用公差) 第九百六十五条 指示計の使用公差は、日本産業規格 B 七九六〇―二 (二〇二二) による。 (性能に関する検査の方法) 第九百六十六条 指示計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格 B 七九六〇―二 (二〇二二) による。 (器差検査の方法) 第九百六十七条 指示計の器差検査の方法は、日本産業規格 B 七九六〇―二 (二〇二二) による。	(使用公差) 第九百六十五条 指示計の使用公差は、日本産業規格 B 七九六〇―二 (二〇一五) による。 (性能に関する検査の方法) 第九百六十六条 指示計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格 B 七九六〇―二 (二〇一五) による。 (器差検査の方法) 第九百六十七条 指示計の器差検査の方法は、日本産業規格 B 七九六〇―二 (二〇一五) による。
---	---

附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、令和五年七月二十八日から施行する。ただし、第四百三十五条から第四百三十七条、第四百五十七條、第四百五十八條、第四百六十八條、第四百七十二條から第四百七十四條まで及び第四百七十六條の改正規定は令和六年四月一日から施行する。 (ガスメーターの型式の承認の基準に係る特例) 第二条 この省令の施行の日前に計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認（以下「型式の承認」という。）の申請がされたガスメーターの型式についての法第七十七条第二項（法第八十一条第二項及び第八十九条第三項で準用する場合を含む。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、なお従前の例による。 (ガスメーターの基準適合義務に係る特例) 第三条 前条の規定の適用を受け型式の承認を受けた型式及びこの省令の施行の日前に型式の承認を受けた型式に属するガスメーターについての法第八十条、第八十二条及び第八十九条第二項の製造技術基準並びに法第九十五条第一項及び第一百一条第二項の法第七十一条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の経済産業省令で定めるものの規定の適用については、令和十年十二月三十一日までは、なお従前の例による。	
---	--